

「SNS を活用した人口減少危機対策プロモーション業務委託」企画提案募集要項に基づく質問についての回答

番号	質問事項	回答
1	・漫画広告の作成本数に上限はあるのでしょうか。	・上限はありません。4本以上の作成を想定しています。
2	・広告運用媒体は山梨県庁が保持しているアカウントのみでしょうか。	・現時点では、広告運用媒体として現在県が保持しているアカウントの使用は想定していません。 ・広告運用媒体として、新たに県がアカウントを取得することを想定しています。
3	・契約保証金について 保証金の金額は定まっているのでしょうか。 支払い時期及び返金時期は定まっているのでしょうか。	・契約保証金の金額は、契約金額の百分の十以上となります。(山梨県財務規則第百九条一項) ・支払い時期は、契約締結の際に納付となります。(山梨県財務規則第百九条二項) ・返金時期は、契約履行後となります。(山梨県財務規則第百三条二項) ・また、契約保証金は、山梨県財務規則第百九条の二第七項の規定により、免除する場合があります。
4	・漫画広告は動画限定でしょうか。	・漫画広告は、動画限定の想定はしていません。ターゲットへの効果的な広告であれば、静止画、動画のどちらの実施でも可能であると考えております。
5	漫画広告については静止画広告だけでなく、漫画を1~3コマずつ動画広告として実施することは可能でしょうか。	・4で回答のとおり、漫画広告は、ターゲットへの効果的な広告であれば、静止画、動画のどちらの実施でも可能であると考えております。
6	・ライフプラン啓発動画を活用した広告は、10タイプ全てを広告として実施する必要がありますでしょうか。	・10タイプ全てを広告として実施する必要はありません。
7	・プレゼンテーションの参加可能人数を教えてくださいいただけますでしょうか。	・参加可能人数は、3名以内としてください。4名以上となる場合は、事前にご相談ください。

8	<p>・仕様書(1)ア X (旧 Twitter)、YouTube などの SNS 広告について、各種 SNS の広告配信にあたっては県公式アカウントを使用することはできますか。作成する SNS 用漫画について、県公式アカウントで掲載・投稿していただけますか。</p>	<p>・2 で回答のとおり、現時点で広告運用媒体は、現在県が保持しているアカウントの使用は想定しておりません。</p> <p>・作成する漫画の県公式アカウントでの掲載・投稿については、その都度県と協議させていただきます。</p>
9	<p>・仕様書(1)ウ SNS 用漫画の企画・作成について、作成した SNS 用漫画を県公式ウェブサイト（人口減少危機対策特設サイト）に PDF ファイルのような形式で掲載することは可能でしょうか。</p>	<p>・現時点では、SNS 用漫画を県公式ウェブサイト（人口減少危機対策特設サイト）、県公式 SNS での掲載・投稿も検討しております。掲載する場合、掲載方法等について協議させていただきます。</p>
10	<p>・仕様書(1)ウ SNS 用漫画の企画・作成について、4 本以上作成とありますが、1 本あたりのページ数はどの程度を想定しておりますでしょうか。</p>	<p>・現時点では、1 本あたりのページ数について想定はありません。人口減少問題への危機意識の醸成や対策についてわかりやすく伝える工夫をしてください。</p>
11	<p>・仕様書(1)ウ SNS 用漫画の企画・作成について、作成した漫画は、広告の実施以外の場所に掲載する予定はありますでしょうか。 (例 県公式サイト等)</p>	<p>・9 で回答のとおり、SNS 用漫画を県公式ウェブサイト（人口減少危機対策特設サイト）、県公式 SNS での掲載・投稿を検討しております。掲載する場合、掲載方法等について協議させていただきます。</p>
12	<p>・仕様書 8(1) 広告出稿費の実費精算について、広告出稿費は見積に含めますでしょうか。</p>	<p>・広告出稿費は見積に含めてください。広告出稿費の実績が、契約締結時に定めた広告出稿費に満たない場合、実費での精算となります。</p>
13	<p>・仕様書 5(1) ア使用する広告媒体について、SNS を広告媒体として使用する場合、山梨県様所有の公式アカウントと連携設定を行う必要がございます。LINE や Facebook、X (旧 : Twitter) を配信媒体としてご提案した場合、山梨県様公式 SNS アカウントと連携をさせていただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・2 で回答のとおり、現時点で広告運用媒体は、現在県が保持しているアカウントの使用は想定しておりません。広告運用媒体として、新たに県がアカウントを取得し、連携することを想定しております。</p>
14	<p>・仕様書 3(1) ア使用する広告媒体について、X (旧 : Twitter) で広告を配信する場合、公式アカウント側でバッジを取得している必要がございます。現在、山梨県様の X 公式アカウント (@yamanashipref) はバッジが無い状態ですが、X を配信媒体としてご提案した場合、バッジの取得などの対応をご検討いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>・2 で回答のとおり、現時点で広告運用媒体は、現在県が保持しているアカウントの使用は想定しておりません。広告運用媒体として、新たに県がアカウントを取得することを想定しています。</p> <p>・ 広告出稿に必要なバッジの取得等の手続きは県で実施しますが、広告出稿に係る費用（バッジの取得等）については、広告出稿費での対応をお願いします。</p>

15	・募集要項5(3)【第2次審査】プレゼンテーションを行う際には、提案内容をプロジェクターやモニターに表示する想定となりますが、パソコン以外の表示に必要な機材は山梨県様にてご準備いただける認識でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。第2次審査のプレゼンテーションでは、県でプロジェクター、スクリーンを用意いたします。
----	--	--